

# 災害対策特別委員会

第三特別調査室

(災害対策特別委員会担当)

## I 所管事項の動向

### 1 最近の自然災害をめぐる状況

#### (1) 我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

#### 最近の我が国の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主 な 被 災 地 等	死者・行方不明者数(人)
R2年 7月 3日～31日	令和2年7月豪雨	九州地方を中心とする全国（特に熊本）	88
9月 4日～ 7日	令和2年台風第10号	九州地方	6
11月～ 3年 4月	令和2年11月からの大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	110
3年 2月13日	福島県沖を震源とする地震（M7.3）	福島県、宮城県	3
7月 1日～14日	7月1日からの大雨（熱海市土石流災害等）	全国（特に静岡）	29
8月 7日～23日	8月の大雨	全国（特に長野、広島、長崎）	13
11月～ 4年 4月	令和3年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方	99
4年 3月16日	福島県沖を震源とする地震（M7.4）	福島県、宮城県	4
7月14日～19日	低気圧や前線による大雨	九州から東北地方の各地（特に宮城）	1
8月 3日～26日	8月3日からの大雨等（台風第8号等も含む）	北海道、東北、北陸及び近畿地方	3
9月18日～20日	令和4年台風第14号	九州地方から東北地方の各地（特に宮崎）	5
9月23日～24日	令和4年台風第15号	東海地方（特に静岡）	3
12月31日	鶴岡市の土砂崩れ	山形県	2

※死者数については、災害関連死を含む。

<令和4年版防災白書、内閣府資料、消防庁資料より作成>

#### (2) 令和4年台風第14号

令和4年台風第14号は、9月18日19時頃に大型で非常に強い勢力で鹿児島市付近に上陸した後、19日朝にかけて九州を北上した。その後、山口県から山陰沿岸、北陸沖へと進んで、20日4時過ぎに新潟市付近に再上陸し、東北地方を通過した後、同日9時に東北沖の太平洋上で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴い、九州を中心に記録的な大雨や暴風となり、特に宮崎県では線状降水帯が発生し、記録的な大雨となったほか、複数の地点で観測史上1位の最大瞬間風速を観測した。

台風の影響により、各地で河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者5名、住家被害2,774棟（令和4年11月18日付消防庁資料）の被害が発生したほか、道路、鉄道、農林水産物、農地・農林水産業施設等に甚大な被害をもたらした。また、各地で停電、断水等が発生した。

この台風は、16日夜から急速に発達し、気象庁の当初の予想を超えて17日には大型で猛烈な勢力となった。台風の接近・上陸により、経験したことのないような暴風、高波、高潮、記録的な大雨のおそれがあり、広い範囲で災害が発生するおそれがあることから、

政府は同月17日、特定災害対策本部を設置<sup>1</sup>して対応に当たった。11月2日、政府は、この台風等による災害を「激甚災害」<sup>2</sup>に指定した。

## 2 国土強靱化の推進

### (1) 強靱化法及び強靱化基本計画

東日本大震災後、大規模自然災害等への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を行い、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識された。

平成25年12月（第185回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「強靱化基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は平成26年4月、45の「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、強靱化基本計画を閣議決定している<sup>3</sup>。なお、強靱化基本計画においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされており、令和4年6月、国土強靱化推進本部において「国土強靱化年次計画2022」が決定された。同計画では、現行の強靱化基本計画策定から3年経過したことと鑑み、令和4年度より強靱化基本計画の見直しに向けた取組の検討を本格化することとされており、同年10月、岸田内閣総理大臣は、強靱化基本計画について、現在取り組んでいる次期国土形成計画と一体として、関係閣僚連携し、令和5年夏をめどに改定するべく、取組を開始するように指示した<sup>4</sup>。

### (2) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

強靱化法等に基づく取組は着実に推進されてきているが、近年の自然災害の頻発化・激甚化等を受け、自然災害時における重要インフラ等の機能維持のための対策を実施することが急務であるとして、平成30年12月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための

<sup>1</sup> 特定災害対策本部が設置され、その所管区域内の市町村において災害により被害を受けるおそれが生じているとして、9県の286市町村に災害救助法が適用された。災害が発生するおそれの段階での国の災害対策本部の設置とその場合における災害救助法の適用は、ともに初めての事例で、令和3年5月施行の災害対策基本法等の改正により可能となった。

<sup>2</sup> 6(4)激甚災害制度参照

<sup>3</sup> 強靱化基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされている。平成26年6月に閣議決定された強靱化基本計画は、平成30年に実施された脆弱性評価の結果を踏まえ、同年12月に全部を変更することが閣議決定された。

<sup>4</sup> 国土強靱化推進本部（第15回）議事録6頁（令4.10.25）

3か年緊急対策<sup>5</sup>を定め、特に緊急に実施すべき施策について3年間（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施することとした<sup>6</sup>。

政府は、3か年緊急対策の終了後も、引き続き国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠であるとして、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定した。同対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている<sup>7</sup>。

### 3 地震・津波対策

政府の中央防災会議<sup>8</sup>は、これまで、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から、海溝型地震では南海トラフ地震と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、内陸型地震では首都直下地震と中部圏・近畿圏直下地震について、それぞれ対象地震・津波の想定を行い、防災対策を検討してきた。しかしながら、平成23年の東日本大震災では甚大な被害が発生したことを踏まえ、科学的知見に基づく最大クラスの巨大な地震・津波を想定して、地震防災対策等の見直しが進められている。

#### (1) 南海トラフ地震対策

##### ア 南海トラフ法に基づく地震対策

駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震<sup>9</sup>については、以前はその地震発生の切迫性等の違いから東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められていた。しかし、過去の同地域における地震の発

<sup>5</sup> 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

<sup>6</sup> 3か年緊急対策の完了を踏まえた成果については、「国土強靱化年次計画2021」（令和3年6月国土強靱化推進本部決定）において、全体としては目標はおおむね達成したと評価できるとされている。

<sup>7</sup> 「国土強靱化年次計画2022」（令和4年6月国土強靱化推進本部決定）においては、令和4年度までに約7.2兆円を確保することとされている。なお、令和4年度第2次補正予算を含めると、約9.6兆円となる。

<sup>8</sup> 災害対策基本法の規定に基づき、各省庁に分散している防災行政の総合的かつ計画的な運営を図る等のため内閣府に設置されており、防災基本計画の作成、防災に関する重要事項等の審議などを行っている。内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣を始めとする全閣僚、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験者から構成されている。

<sup>9</sup> 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%とされている。

生状況、最新の科学的な知見等も踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した地震対策を進める必要性が高まった。

平成26年3月には、中央防災会議において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」<sup>10</sup>（平成14年法律第92号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定されるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（29都府県707市町村）及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（14都県139市町村）が指定された。

令和元年6月、内閣府から、最新のデータに基づく被害想定の再計算の結果が公表された。新たな被害想定では、死者最大23万1千人、全壊・焼失棟数最大209万4千棟、経済的被害最大213.7兆円とされている。

令和5年度予算案<sup>11</sup>には、南海トラフ基本計画のフォローアップのため、防災対策の進捗状況や最新のデータ及び知見等を反映した被害想定を推計を実施し、今後取り組むべき防災・減災対策を検討するための経費が盛り込まれている。

## イ 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応（南海トラフ地震臨時情報等）

平成30年3月に、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」<sup>12</sup>が設置され、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての社会的な仕組み等について検討が進められた。同年12月に取りまとめられた報告では、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され大規模地震発生の可能性が平常時と比べて高まっていると評価される3つのケースを整理した上で、各ケースにおける住民や企業等の防災対応の方向性、防災対応実施のための仕組みや配慮事項等を示している。

令和元年5月31日には、中央防災会議が、同報告等を踏まえた南海トラフ基本計画の変更を決定した<sup>13</sup>。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体がとるべき対応が明示された。同月、南海トラフ基本計画の変更に伴い、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」<sup>14</sup>についても、同情報が発表された場合の対応について、内容が追加された。

<sup>10</sup> 平成25年11月（第185回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおりに変更された。

<sup>11</sup> 令和5年度予算政府案（令和4年12月23日閣議決定）

<sup>12</sup> 中央防災会議「防災対策実行会議」の下に設置された。

<sup>13</sup> 南海トラフ基本計画は、その後、令和3年5月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同年5月にも変更されている。

<sup>14</sup> 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、平成31年3月に策定された。

## (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

### ア 日本海溝・千島海溝法に基づく地震対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震<sup>15</sup>である。これらの地域における地震については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝法」という。）に基づき、地震防災対策が進められてきた。

一方、東日本大震災の教訓等を踏まえ、政府の中央防災会議においては、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波を想定した地震防災対策の検討が進められている。令和3年12月、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」によって最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合の被害想定が公表され、令和4年3月には防災対策が取りまとめられた。その中で、「巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、後発地震への注意を促す情報の発信が必要である」とされた<sup>16</sup>。

また、同年5月には、先行して地震防災対策の見直しが進められてきた南海トラフ地震と同程度に対策を強化するため、日本海溝・千島海溝法が改正された。法改正を受け、同年9月には「地震防災対策推進地域」（8道県272市町村）及び「津波避難対策特別強化地域」（7道県108市町村）が指定されるとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更され、同計画においても、後発地震への注意を促す情報の発信とその対応について盛り込まれた。

### イ 後発地震への注意を促す情報の発信等（北海道・三陸沖後発地震注意情報等）

「後発地震への注意を促す情報」については、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告書において情報発信の必要性が指摘されたことを踏まえ、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」<sup>17</sup>において、災害情報学や地震学、防災教育等の観点から適切な情報発信及び防災対応の呼びかけの方法について、ガイドライン作成に向けた検討が進められた。同検討会は令和4年11月に報告書を公表し、後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とすること、情報発信時の防災対応の基本的な考え方、情報発信時

<sup>15</sup> 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、様々なケースが想定されているが、例えば、根室沖で今後30年以内にM7.8～8.5程度の地震が発生する確率は80%程度とされている。

<sup>16</sup> 今回想定している日本海溝・千島海溝沿いの震源域の近傍での事例として、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3の先発地震が発生した2日後にMw9.0の後発地震が発生しており、昭和38年の択捉島南東沖における地震では、Mw7.0の先発地震の18時間後にMw8.5の後発地震が発生している。このような状況を踏まえ、南海トラフ地震と同様、観測データ等による巨大地震への注意等の防災対応が可能かどうか、「日本海溝・千島海溝沿いにおける異常な現象の評価基準検討委員会」（令和3年8月、同ワーキンググループの下に設置）において検討が進められ、同検討会は、令和4年3月に報告書を公表した。

<sup>17</sup> 令和4年8月、中央防災会議の下に設置された。

に住民・企業等がとるべき防災対応の例等を示した。内閣府は同月、報告書を踏まえ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信することとし<sup>18</sup>、同情報が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考とする事項をまとめた「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表した。

### (3) 首都直下地震対策

#### ア 首都直下地震対策の概要

首都圏において、大規模な首都直下地震<sup>19</sup>が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が生じるとともに、その影響が海外に波及することが懸念される。また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念される場所である。平成25年12月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」<sup>20</sup>が示した被害想定では、死者は最大約2万3千人、全壊・倒壊家屋は最大約61万棟、経済的被害は最大約95兆円とされている。

平成26年3月には、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）<sup>21</sup>に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「首都直下地震緊急対策推進基本計画」<sup>22</sup>及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。

#### イ 帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策<sup>23</sup>について、内閣府と東京都が、関係機関の協力を得て、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置した。平成24年9月、同協議会は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保及び駅周辺等における混乱防止などを内容とする最終報告を取りまとめた。内閣府は、平成27年3月、最終報告を基に、その後の検討も踏まえ、特に重要と考えられる事項を取りまとめ、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大

<sup>18</sup> 同情報の運用は、令和4年12月16日から開始された。

<sup>19</sup> 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内に南関東でM7クラスの地震が起きる確率は70%程度とされている。

<sup>20</sup> 平成24年3月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

<sup>21</sup> 平成25年11月（第185回国会）、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として制定された。

<sup>22</sup> 平成27年3月31日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標等が設定された。

<sup>23</sup> 東日本大震災では、首都圏において約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告では、平日の12時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都市圏で約1,700万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

帰宅困難者対策については、近年の鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートホンの普及などデジタル化の進展により個人への情報提供方法が多様化したことなどの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和3年11月、被災状況や公共交通機関の運行状況等に応じた帰宅方法等を検討するため、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置した。同委員会は令和4年8月に対応方針を取りまとめて公表し、大規模地震発生後3日間の「一斉帰宅抑制」の基本原則は維持するとして、

①対策の実効性向上を図るための、一斉帰宅抑制等の正しい理解と認知度の向上

②デジタル技術の活用等による帰宅困難者の一斉帰宅抑制等の適切な行動の促進

③一斉帰宅抑制の適用期間中に一部鉄道が運行再開する場合の鉄道帰宅者への支援の3つの観点から具体的な対応方針を検討することとしている。内閣府は同方針を踏まえ、本年夏頃をめどに「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を改定することとしている。

#### (4) 中部圏・近畿圏直下地震対策

西日本においては、過去に活断層の地震により甚大な被害をもたらされた事例や、南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例があり、府県を越えて市街地が広がっている中部圏・近畿圏で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広域にわたると想定されている。中部圏・近畿圏直下地震については、中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が、平成18年から20年にかけて、順次、想定される震度分布や被害想定を公表してきた<sup>24</sup>。しかし、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととされたため、同地震に係る先行的調査・検討を踏まえ、現時点の最新の科学的知見に基づきあらゆる可能性を考慮した中部圏・近畿圏直下で発生しうる地震モデルを検討し、震度分布等を推計することを目的として、令和4年11月、内閣府に「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」が設置された。同検討会は、令和5年春頃に対象とする地震及びその計算手法を決定し、同年秋頃に震度分布等を推計することとしており、内閣府は、地震モデルの公表後、中央防災会議防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置して、推計した震度分布等に基づく被害想定及び防災対策を検討する予定である。

## 4 雪害対策

我が国では、地理的、地形的国土条件により日本海側を中心として毎年多量の降雪・積雪があり、雪下ろしなど除雪作業中の事故や雪崩災害により、多くの人的、物的被害が発生している。近年は高齢化・過疎化に伴い雪下ろし等の担い手の確保や空き家の除

<sup>24</sup> 同専門調査会は、平成18年12月に想定震度分布等を、平成19年11月に建物、人的被害等の想定結果を、平成20年2月に文化財の被災可能性を、同年5月に経済、交通、ライフライン等の被害想定結果を公表するとともに、同年12月に被害想定結果を踏まえた地震防災対策を公表している。

雪などが課題となっているほか、気候変動による降雪の態様の変化への対応が求められている。

大雪の際には、幹線道路における大規模な車両滞留や、鉄道における列車の立ち往生も発生しており、平成26年には道路管理者による放置車両の移動を可能とするため災害対策基本法が改正されたほか、近年は道路の計画的・予防的な通行止めや鉄道の計画運休などの取組も行われてきている。

また、恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯については、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）<sup>25</sup>に基づき、豪雪地帯対策基本計画が策定され、雪害の防除をはじめとした総合的な豪雪地帯対策が実施されてきた。

令和4年3月（第208回国会）、豪雪地帯の現状に鑑み、同法が議員立法により改正された。主な内容は、①豪雪地帯対策の基本理念の新設、②財政上の措置に関する規定の見直し、③豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進、④地域における除排雪の安全確保のための交付金の交付その他の措置、⑤除排雪時の死傷事故防止、⑥幹線道路の交通の確保等のための規定の追加、⑦特別豪雪地帯における特例措置<sup>26</sup>の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長、等である。

令和4年12月、政府は、法改正及び近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応等を踏まえ、豪雪地帯対策基本計画を変更した。主な変更内容は、①「基本理念」の創設、②重点事項として「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」の新設、③重点事項として「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」の新設、等である。

## 5 火山対策

環太平洋火山帯に位置する我が国は、世界に約1,500あるといわれる活火山のうちの111が存在<sup>27</sup>する世界有数の火山国であり、有史以来、数多くの火山災害に見舞われてきた。

火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある地域等においては、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）により、避難施設緊急整備地域や降灰防除地域の指定に基づき、施設整備等に補助等が講じられる。同法は、平成26年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえて平成27年に改正され、国は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針<sup>28</sup>の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域を指定することとされ、火山災害警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、都道府県・市町村、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防を必須構成員とする火山防災

<sup>25</sup> 同法に基づき、24道府県の532市町村が豪雪地帯に指定されており、このうち15道県の201市町村は特別豪雪地帯に指定されている（令和4年4月1日現在）。

<sup>26</sup> 基幹的市町村道の改築の道府県による代行、公立小中学校等の施設整備費の国の負担割合のかさ上げ

<sup>27</sup> 我が国の活火山については、火山噴火予知連絡会が「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義している。

<sup>28</sup> 平成28年2月22日に策定された。



協議会の設置が義務付けられた。令和3年5月現在、49火山<sup>29</sup>について、火山災害警戒地域（23都道府県、179市町村（延べ202市町村））が指定されている。

また、火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」として指定することが義務付けられ、避難促進施設においては、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成することが義務付けられた。

令和4年3月31日現在、避難促進施設の指定状況は、延べ202市町村中、指定済みが56市町村（約28%）、未指定（「候補施設と協議中」等を含む。）が87市町村（約43%）、「該当する施設なし」が59市町村（約29%）となっており、避難確保計画の作成状況は、避難促進施設を指定済みの56市町村中、全ての施設で作成済みが31市町村（約55%）、一部の施設で作成済みが12市町村（約21%）、未作成が13市町村（約23%）となっている<sup>30</sup>。

## 6 災害に関する法制度等の動向

### (1) 避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等）

#### ア 避難情報に関するガイドライン

市町村長には、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）により、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されており、多くの市町村は、内閣府の策定した「避難情報に関するガイドライン」<sup>31</sup>を参考にして避難指示等の発令基準を定めている。

同ガイドラインは、災害の教訓等を踏まえて度々改定されており、令和元年5月には、水害・土砂災害等からの住民の主体的な避難行動を支援するため、防災情報からとるべき行動を直感的に理解できるものとするよう、避難のタイミングについて「警戒レベル」を5段階に整理し、段階ごとに住民がとるべき行動を明確化する等の改定が行われた（次頁の図参照）。同ガイドラインの改定等を踏まえ、気象庁等は、同月29日から、相当する警戒レベルを記載した土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報の発表を開始した。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風第19号）等で、行政による避難情報や避難の呼びかけが分かりにくいとの課題が顕在化したこと等を踏まえて、令和3年4月（第204回国会）に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化及び緊急安全確保の指示の創設が行われた（同年5月20日施行）。

また、内閣府は同年5月、法改正等を踏まえて、同ガイドラインを改定した。改定の

<sup>29</sup> 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、火山噴火予知連絡会によって選定された50の常時観測火山のうち、周辺に住民や登山者等が存在しない硫黄島を除く49火山

<sup>30</sup> 令和4年9月に公表された、総務省の「「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告」では、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、内閣府に対し、改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の必要性・重要性等の周知徹底や、現場の計画作成に係る課題等の把握・分析、計画作成の進捗などを勧告している。

<sup>31</sup> 平成29年1月の改定により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が変更され、令和3年5月の改定により、現在の名称に変更された。

主な内容は、

- ①避難のタイミングを明確にするため警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで発令
- ②避難場所等への避難が安全にできない場合に自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付け
- ③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し

等である。

### 5段階の警戒レベル

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 氾濫注意情報	---
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 ---	---

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

<内閣府資料>

新たな避難情報の運用については、令和3年7月からの一連の豪雨災害において、「市町村が避難指示などの避難情報の発令に躊躇しているのではないか」、「避難情報が発令されていても、住民は適切に避難行動をとれていないのではないか」等の課題が指摘されたことを受けて、内閣府は、一連の豪雨災害を踏まえた避難対策の強化について検討するため、同年11月から「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を開催し、同検討会は令和4年2月に報告書を取りまとめた。報告書で示された主な対応策は、できる限り発令対象地域を絞り込むことや、防災教育の推進、市町村長等への研修の充実、避難情報等の発令等の各種判断に関して市町村長に助言を行う「気象防災アドバイザー」の拡充等である。

### イ 避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成25年(第183回国会)の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年8月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりについて具体的な避難の在り方を定めておく「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、令和元年

東日本台風等を踏まえて、令和3年4月（第204回国会）に同法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた（同年5月20日施行）。また、内閣府は同年5月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組むとする目標等が盛り込まれた。

各市町村における個別避難計画の策定状況は、令和4年1月1日現在で、全て策定済が137団体（7.9%）、一部策定済が1,030団体（59.2%）、未策定が574団体（33.0%）となっている（令和4年6月28日付内閣府・消防庁資料）。

## （2）災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和22年法律第118号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等<sup>32</sup>に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等<sup>33</sup>が行い、市町村長がこれを補助して実施することとされており<sup>34</sup>、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第15号）等により、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年10月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容<sup>35</sup>に加え、準半壊<sup>36</sup>の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同年8月28日から適用）。

また、住宅の応急修理については、工事業者の不足等により修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。これまでは、応急修理と応急仮設住宅への入居との併給は認められていなかった<sup>37</sup>が、令和2年7月豪雨の被災地方公共団体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める声があったこともあり、令和2年7月、内閣府は、応急修理の期間が1月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確

<sup>32</sup> 令和3年の第204回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和3年5月20日施行）。

<sup>33</sup> 平成30年の第196回国会で成立した「災害救助法の一部を改正する法律」（平成30年法律第52号）により、内閣総理大臣が指定する救助実施市については、救助実施市の長が実施することとされた（平成31年4月1日施行）。令和2年4月1日現在で、12市が救助実施市に指定されている。

<sup>34</sup> 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

<sup>35</sup> ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）、が対象とされていた。

<sup>36</sup> 損害割合が10%以上20%未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が50%以上、大規模半壊が40%以上50%未満、中規模半壊が30%以上40%未満、半壊が20%以上30%未満、準半壊に至らない（一部損壊）が10%未満となっている。

<sup>37</sup> これらの点について、令和2年3月31日、総務省行政評価局は、「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、併給を可能とすべきこと、救助期間を見直すことを内閣府に勧告していた。

保が困難な者を対象に、災害の発生の日から原則6月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。さらに、修理期間についても、災害の発生の日から1月以内とされている完了期限を延長する取扱いが行われてきた<sup>37</sup>ことを踏まえ、同年6月、内閣府は、救助の実施基準に関する告示を改正し、修理期間を3月以内（国の災害対策本部が設置された場合には6月以内）に改めた。

### (3) 被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

- ①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給し<sup>38</sup>、それに対して国が一定の補助を行う<sup>39</sup>
- ②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる<sup>40</sup>

という枠組みにより支援が行われてきている。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、民間住宅を賃借する世帯には50万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で300万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和2年11月（第203回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、半壊<sup>41</sup>世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで拡大された（令和2年7月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建設・購入する世帯には100万円、補修する世帯には50万円、民間住宅を賃借する世帯には25万円が支給される。

### (4) 激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の

<sup>38</sup> 支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターに委託されている。

<sup>39</sup> このほか、地方公共団体が独自に支援を行っている場合もある。

<sup>40</sup> 同法適用災害と同一災害で、同法の適用要件が満たされなかった市町村の被災者に対し、都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の1/2が特別交付税により措置される。

<sup>41</sup> 損害割合が20%以上50%未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注36参照。

緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設等や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害(いわゆる「本激」と)、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害(いわゆる「局激」)がある。

①の本激は、その災害による被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定する。

他方、②の局激は、被害の規模が全国的に見ればそれほどではなくても、ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定する。局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかでない場合<sup>42</sup>は、年度末を待たずに速やかに指定される(早期局激指定)。

本激及び早期局激の指定は、被害に係る査定見込額等が一定の基準を上回る場合に行われるものであり、関係施設の被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間<sup>43</sup>を要するが、政府は、被災地方公共団体が財政面に不安を感じることなく迅速に災害復旧に取り組めるように早期に激甚災害指定を行うため、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申<sup>44</sup>を受けた段階での指定見込みの公表等、運用の改善に取り組んできた。

平成29年12月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、内閣府が指定基準に達したことから順次、激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で1週間程度経った時点から指定見込みを公表することができるようになった<sup>45</sup>。

**内容についての問合せ先**  
**第三特別調査室 吉岡首席調査員(内線68740)**

<sup>42</sup> 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の2倍超

<sup>43</sup> おおむね1～1.5か月

<sup>44</sup> 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

<sup>45</sup> 同決定に基づく運用の改善は、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む。)による災害に初めて適用され、その後の大規模災害においても同様の措置がとられている。